（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

**第三十八条の五十四**　第三十八条の四十九第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項に規定する財務省令で定める書類について、第三十八条の四十九第三項の規定は法第八十二条の八第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十九第一項第三号中「第八十二条の八第一項」とあるのは「第八十二条の十六第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）」と、同条第二項中「同条第一項」とあり、並びに同条第三項第三号及び第四号中「法第八十二条の八第一項」とあるのは「法第八十二条の十六第一項」と読み替えるものとする。

## 第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

### 第一款　国内最低課税額

（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）

**第三十八条の五十五**　令第百五十五条の六十一第一項第五号（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）に規定する財務省令で定める金額は、同項に規定する構成会社等に係る次に掲げる金額とする。

一　当該構成会社等の恒久的施設等である場合における第三十八条の二十八第四項第一号（調整後対象租税額の計算）に定める金額

二　当該構成会社等の第三十八条の二十八第四項第四号に規定する親会社等が同号に規定する適格外国子会社合算税制等の適用を受ける場合における同号に定める金額

三　当該構成会社等が令第百五十五条の三十五第三項第五号イ（調整後対象租税額の計算）に掲げる会社等に該当する場合における第三十八条の二十八第四項第五号に定める金額

2　構成会社等の令第百五十五条の六十一第二項の規定の適用を受けた対象会計年度において、第三十八条の二十八第三項第三号ロ又は令第百五十五条の六十四第一項第四号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に掲げる金額がある場合には、これらの金額は零とし、当該対象会計年度において、過去対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第二項に規定する当期対象租税額が過大であつたことが判明した場合において、その過大であつた部分の金額が同項第一号に規定する当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないときは、当該過大であつた部分の金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額から減算する。

（構成会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）

**第三十八条の五十六**　令第百五十五条の六十二第二項第二号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定する財務省令で定める割合は、同号に規定する構成会社等の同号の対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により計算した金額が同項第二号ロに規定する全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として当該合理的な方法により計算した金額の合計額のうちに占める割合とする。

（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）

**第三十八条の五十七**　第三十八条の三十二第一項から第七項まで（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は令第百五十五条の六十四第一項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する財務省令で定める金額について、第三十八条の三十二第八項の規定は令第百五十五条の六十四第一項第四号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の三十二第一項第一号中「調整後対象租税額に」とあるのは「法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額に」と、「同項第一号イ」とあるのは「第三十八条の二十八第三項第一号イ」と読み替えるものとする。

2　令第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号の過去対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)（国内最低課税額）の規定により同日前に開始した対象会計年度において同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額から控除されたもの（令第百五十五条の六十四第二項第三号の規定によりその開始した対象会計年度において同号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）を除く。）とする。

一　再計算国内グループ純所得の金額（令第百五十五条の六十四第二項第一号に規定する再計算国内グループ純所得の金額をいう。次号において同じ。）がある対象会計年度　当該対象会計年度に係る再計算国内グループ調整後対象租税額（同項第三号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零を下回る部分の金額

二　再計算国内グループ純所得の金額がない対象会計年度（当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第三号ハに規定する控除した残額の計算につき同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該対象会計年度に限る。）　同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同号ハに規定する控除した残額

3　令第百五十五条の六十三（繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の六十四第二項第三号の規定により再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の六十三の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額とする。

（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）

**第三十八条の五十八**　第三十八条の三十三第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）の規定は令第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定により読み替えられた令第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十三第二項及び第三項の規定は令第百五十五条の六十五第一項の規定の適用を受ける構成会社等の令第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得等の金額及び令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する再計算国内調整後対象租税額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の三十三第一項中「令第百五十五条の四十一第一項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「再計算調整後対象租税額」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額」と、「第百五十五条の四十一第二項第三号イに」とあるのは「第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に」と、同条第二項中「第百五十五条の四十第二項」とあるのは「第百五十五条の六十四第二項」と、「同項第一号イ」とあるのは「令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、「再計算調整後対象租税額の」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額の」と、同項第二号中「第百五十五条の四十一第一項」とあるのは「第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）」と、「再計算調整後対象租税額」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額」